

【NEWS RELEASE】

2020年2月27日

各 位

株式会社三井住友銀行

事実婚の方々・同性パートナーの方々に対する住宅ローンの取り扱い開始について

株式会社三井住友銀行（頭取 CEO：高島 誠）は、本日より、住宅ローンの連帯債務型借入（ 1 ）における配偶者の定義に「事実婚の方々」、「同性パートナーの方々」を含める対応を開始します。

昨今の、法律婚以外のペアを対象とした金融商品・サービスに対するお客様からのご要望、ニーズの高まりを受け、住宅ローンの連帯債務型借入に際し、下表のご利用条件にご対応いただける方々について、配偶者と同様にお取り扱いできるようになります。

	ご利用条件	
事実婚の方々による 連帯債務型借入	「未届の妻/夫」や「妻/夫(未届)」 との記載がある住民票のご提出	< 共通 > 連生団体信用生命保険（ 2 ） へのご加入
同性パートナーの方々による 連帯債務型借入	自治体の発行する同性パートナー シップ証明書またはこれに類する 証明書のご提出	

- （ 1 ） 連帯債務型借入とは、お二人が同居し、持分を共有する住宅について、お二人が連帯して一つのローンを組むお借入形態です。
- （ 2 ） 連生団体信用生命保険とは、主債務者だけでなく、連帯債務者に万一のことがあった場合も、住宅ローンの残高に応じた保険金が支払われ、その返済に充当される（残高がゼロとなる）団体信用生命保険です。

三井住友銀行は、LGBT 等性的マイノリティ（以下、LGBT）の従業員も働きやすく、LGBT のお客さまにも安心してお取引いただける銀行を目指し、従業員教育や就業規則の改定などに取り組んできました。そのような取組みが評価され、任意団体 work with Pride による、LGBT に関する取組評価「PRIDE 指標」において、最高評価の「ゴールド」を 2017 年より 3 年連続で受賞しています。

今後も、お客さま向けサービスの拡充などを通じ、性的指向や性自認を理由とした差別や不利益が無く、多様な家族のあり方が尊重される社会の実現に貢献してまいります。



以 上